

## 東邦液化ガス

### 適正な商慣行、料金運用に向けた取り組み宣言

東邦液化ガスは、これまでも、お客さまの信頼にお応えし、地域の皆さまから親しまれ、選ばれ続ける企業をめざしてまいりました。

今回の、適正な商慣行、料金運用の確保に向けた制度改正議論の趣旨を踏まえ、今後も引き続き、液化石油ガス法をはじめとする関係法令等を遵守した事業運営に努めてまいります。

#### 適正な商慣行、料金運用に向けた取り組み

- 正常な商慣習を超える利益供与や、お客さまの事業者選択を制限する契約の締結は行いません。
- 賃貸住宅向けの設備費用は、ガスをお使いいただくお客さま向けのガス料金には計上しません。なお、賃貸住宅以外のお客さまについて、ガス消費に係る設備費用をガス料金に計上する際は、ガス基本料金及び従量料金とは切り離して表示します。
- 不動産会社さま、不動産管理会社さま等と連携し、ガス使用を希望されるお客さまに対し、事前にガス料金を提示するよう努めます。
- 上記取り組みの履行を、社長を筆頭とする社内体制のもと管理監督してまいります。また、社内講習会等を継続的に実施し、関係法令等の理解を深めるとともに、上記取り組みの浸透を図ります。

2024年4月1日

東邦液化ガス株式会社